060320080 2017.10.11

農村計画学・第2回「非農用地換地制度と土地利用秩序形成」

山路永司

http://home.e07.itscom.net/yamaji_u.html

1. 農村の変化

(1) 農業集落とその変化

2. 土地利用計画の必要性

- (1) 国土利用とその変化、土地利用の不可逆性
- (2) 土地利用変化の要因と影響、望ましい土地利用計画

3. 国土利用計画の体系(一部復習)

- (1) 法定土地利用計画の構成
- (2) 計画区域の重なりと調整
- (3) 都市計画法および農振法による農村地域の類型
- (4) 農村土地利用計画

4. 農業生産環境の整備

(1) 水田だけの圃場整備

農地の生産性(土地生産性、労働生産性)を上げること 誰の土地をどこに配置するかが課題 → 換地処分が必要

(2) 圃場整備と土地利用の秩序化

水田が主だが、水田だけではない

従来通りの土地利用だが、使い勝手をよくする・・田、畑、宅地、墓地、山林(この図は疑問) 面積は、変わらない、もしくは、減少

従来通りの土地利用だが、面積を広くする・・・国道、宅地

従来の土地利用が消滅する

新しい土地利用のために用地を捻出する ・・・工場、公園、ライスセンター、農道(新設)

5. 換地制度

(1) 換地処分のしくみ

換地という言葉に注意:換地(処分)、換地(制度)、(従前地に対する)換地

普通換地 (照応換地) 区域区分別、照応、地積を大幅に変化させない

不換地 換地なし

創設換地 従前地なし。原資は、共同減歩、不換地、特別減歩

特別減歩 大幅に減らす。 特別増歩 大幅に増やす

機能交換 同じ(以上の)機能を発揮すればよい

異種目換地 区域区分別が異なる

(2) もしも換地制度がなかったら

計画作成(次項参照)→筆(ひつ、所有・登記の単位)を分ける:分筆(ぶんぴつ)→ →交換:等価交換でないと売買になる、実際難しい→合筆(合筆)→登記

(3) 換地処分の実際

現況図を認識し(共有し)計画図をつくる・・・比較的合意を得やすい(反対者がいれば別) 誰の土地をどこに配置するか? 方式を先に決める必要がある

- ・土地評価の方式
- ・配置の原則:従前地に近いところ(距離、重心など)がよさそうだが・・・ →多くの人が中心に集まってくる

何らかの序列に従って、順次決めてゆく

(公平さ・合理性を満たすことよりも合意することが重視されることもある)

6. 非農用地換地

- 概念図
- ・非農用地換地の手法

無償の共同減歩 → 皆が使う土地改良施設

有償の共同減歩 → 皆が使う施設で、より公共性が高い

不換地・特別減歩 → さらに公共性が高いもの

※影響を受ける人が誰かによって、可能な土地利用が異なってくること

異種目換地・・・個人ベース。何でも勝手が許されるわけではない。

一事例(異種目換地による分家用地確保)

7. 緑農住事業

· 緑農住区開発関連土地基盤整備事業 (緑農住事業)

土地改良事業は、本来は農振地域のみで行われる。

本事業は、優良農地の確保と住宅用地や公共用地等の確保を図るために、市街化区域も含む。

- ・市街化区域、市街化調整区域(農村地域でもある)を決めても、その通りに進まないこともある。→線引きを見直す →そのうえで、不都合を調整する
- ・松本市芳川小屋地区 スライド

線引き変更→土地交換

•福井市六条和田地区

STEP1 線引き変更

STEP 2 線引き変更による影響の調整

STEP3 農区内の整備

STEP 4 住区内の整備

先週の出席票より

質問:11月1日のレポートについて、詳細と気をつけるべきことが知りたい

回答:興味ある農村地域(地方、村、集落)を選び、どのようなところかを説明する。

その地域が抱えている課題、その地域における改善すべき事項を述べる。

→説明や課題については、事実について出典を含め正確に書くこと。

改善すべき事項については自らの豊かな発想に期待します。

質問:授業内の発表について、詳細が知りたい

回答:→レポートで書いてもらう内容です。

レポート内容の発表について

発表 8-10 分間、説明資料 (文章あるいは ppt) を発表前日までに提出する。→印刷配布する。 修正レポートを追加提出してもよい。

あるいは

発表なし、修正レポートを提出する。二回目の発表日。

評価に差はつけない。